

○児童のサービス利用の流れ

サービス利用の対象となる児童

① 身体に障がいのある児童

② 知的に障がいのある児童

③ 精神に障がいのある児童（発達障がいを含む）

④ 治療方法が確立していない疾病等がある児童

※ 医学的診断名又は障がい者手帳を有することは必須要件ではありません
療育の必要があると認められる児童が含まれます

- 対象となる児童であることの確認方法
- ア 障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
 - イ 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
 - ウ 難病を有する児童の場合は医師の診断書のほか、関係機関への照会
 - エ 療育の必要性が確認できる診断書等

サービス利用申請手続きと利用の流れ

① サービス利用の申請

② 聞き取り調査

③ サービス利用計画案の作成・提出
※相談支援事業所と契約を結ぶ
※保護者が作成する（セルフプラン）

④ 支給決定を受ける（受給者証の交付）
※サービス提供事業所と契約を結ぶ

⑤ サービス利用計画の作成

⑥ サービス利用

⑦ モニタリング

● サービス利用計画の作成（計画相談支援）とは
相談支援専門員が本人と家族の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成すること

● モニタリングとは
サービス利用計画に基づきサービスを利用した結果、どのような効果があったか確認・評価すること

利用できるサービス（例）	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行う ※未就学児が対象
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う ※就学児が対象
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための必要な支援その他必要な支援を行う ※未就学児、就学児が対象
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援その他必要な支援を行う ※重度の障がいの状態であり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な児童が対象

サービス事業所、相談支援事業所と保育園、幼稚園、こども園、学校が必要に応じて療育に関する情報共有を行います